

本日ここに、令和4年度一般会計予算案をはじめとする重要諸案件を提案し、ご審議をお願いするに当たり、新年度の重点施策を中心に所信を申し上げ、議員並びに市民の皆様方のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

令和4年度の重要諸案件について、その概要をご説明申し上げます。

令和4年度は、コロナとの戦いに総動員で立ち向かうと同時に、ポストコロナ時代を見据えた未来社会を考え、これまで取り組んできた市政改革をより加速させ、市民のみなさまが住みやすく、そして多くの方々から選ばれるまちの実現に向け、議員のみなさま、市民のみなさま、職員と手を取り合い、共に歩んでゆく所存でございます。

令和4年度予算については、未だ新型コロナウイルス感染症の影響が継続し、収束の時期を明確に見通すことが難しい状況でありますことから、令和3年度に引き続き義務的及び継続的な経費を中心として計上する一方で、新型コロナを起点とした社会全体の変革を的確に捉え、新しい一歩を踏み出すことに重点を置いた予算配分を行いました。

それでは、一般会計歳入歳出予算の概要につきましてご説明申し上げます。

まず、歳入の部でございます。

歳入の根幹をなす市税におきましては、個人市民税が納税義務者や個人所得の減少に伴い対前年度比で約1億3千4百万円の減となる一方、法人市民税は、企業収益の回復により対前年度比で約5億3千5百万円の増額となります。また、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小事業者等に対する事業用家屋・償却資産に係る軽減措置の終了や、家屋の新增築等により固定資産税については対前年度比で約10億4千1百万円の増となります。市税全体といたしましては、前年度予算比で約15億9千3百万円の増の523億3,620万5千円を計上いたしました。

次に、地方交付税につきましては、令和3年度交付決定額に児童相談所設置に伴う増額を加味したうえで、地方財政計画に基づく推計を行い、総額で176億円、前年度予算に比して35億円の増といたしております。

続いて、国・県からの交付金につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて設けられた中小事業者等に対する固定資産税及び都市計画税の軽減措置に対する補てんである新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補てん特別交付金が3億6千万円減となるものの、新型コロナウイルス感染症の影響で落ち込んでいた消費の回復により地方消費税交付金が6億円の増、企業収益の回復等により法人事業税交付金が1億3千万円の増となり、その他の交付金を合わせた全体では110億4,306万円となり、前年度に比べ約3億7千万円の増額としております。

次に、国庫支出金は、児童相談所開所に伴います児童入所施設措置費等国庫負担金等の増はあるものの、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金や街路事業等に係る社会資本整備総合交付金の減などによりまして、総額で290億8,871万9千円、前年度予算比で約5億7千7百万円の減額としております。

続いて、県支出金につきましては、老人福祉施設等施設整備費補助金や参議院議員選挙費委託金の増などにより、前年度に比して約7億2千7百万円の増、総額で102億3,729万9千円としております。

次に、市債につきましては、臨時財政対策債が前年度比で47億円の減となるほか、西大寺駅北口駅前広場街路整備事業や子どもセンター建設事業などの大型事業が完了もしくはピークを過ぎたことにより減となり、前年度に比べ約60億9千5百万円減の、93億5,250万円とした次第でございます。

続きまして、歳出の部でございます。

まず、義務的経費でございますが、人件費につきましては、退職者数の増加に伴う退職手当の増により、

前年度に比べ3億7千万円の増となっております。一方で、定員適正化の推進や、期末手当の支給率の減などにより、人件費総額といたしましては、対前年度比約1億2千5百万円減の、2億6千14万9千763円を計上いたしました。

扶助費につきましては、児童手当や生活保護費については減少するものの、障害者自立支援サービス給付費及び障害児通所支援給付費の増加、新型コロナウイルス感染症入院患者等に係る医療費の増等を見込み、前年度予算に比して約7億2千4百万円増の、3億3千63万4千534円を計上いたしました。

また、公債費につきましては、元金償還額におきまして、臨時財政対策債が約2億6千8百万円の増となるものの、猶予特例債の償還が終了することによる約5億6百万円の減や、建設地方債償還額の減などから、元金の総額としては約5億1千4百万円の減となります。また、利子支払額につきましても、借入利率の低減等により約2億1千5百万円の減となり、公債費の総額といたしましては、前年度予算に比べ、約7億2千9百万円の減額となる、1億7千49万9千775円を計上しております。

次に、投資的経費についてでございます。本庁舎北棟長寿命化整備事業や柏木公園の整備、鴻ノ池運動公園の整備など新たに取り組む事業もあるものの、先ほど市債の部でも申し上げたとおり西大寺駅北口駅前広場街路整備事業や子どもセンター建設事業などの大型事業の減もあり、前年度予算に比べますと約2億9千5百万円減となり、7億2千94万5千811円を計上しました。

続いて、その他の経費でございます。

まず維持補修費ですが、建設から36年以上経過する環境清美工場につきましては、今後新しいクリーンセンターが完成するまでの間、安全で安定したごみ処理を行うために、計画的な施設維持補修が必要なことから8億円を計上し、維持補修費全体で前年度に比して約3億2百万円の増、総額で2億3千540万7千600円を計上いたしました。

続いて、物件費につきましては、子どもセンター開所に伴う児童養護施設等措置経費や公立保育所の民営化による民間保育所措置経費の増などにより、対前年度比約1億9千7百万円増の2億6千2億1,704万2千円を計上いたしました。

また、補助費等につきましては、戸籍住民基本台帳事務経費の減等によりまして、前年度比約1億9千5百万円の減とし、1億3千99万3千370円を計上しております。

以上によりまして、本市の新年度予算は、一般会計におきまして、前年度予算に比べまして、2億2千万円、0.2%の減の1,386億2千万円としたところでございます。

また、国民健康保険特別会計をはじめとする6特別会計におきましては、8億6千925万0千円を計上し、次いで、公営企業会計におきましては、病院事業で2億7千515万0千円、水道事業で1億4千118万1千00円、下水道事業で1億2千866万0千00円を計上し、これら全会計を合計いたしました奈良市全体の財政規模といたしましては、2億4千91億1,100万0千円となり、前年度の予算と比べまして、約5億4千万円、2.2%の増となった次第でございます。

続きまして、具体的な施策についてご説明いたします。

まず、新型コロナウイルス感染症への対応のための予算については、「医療提供体制の整備と感染拡大の防止」、「市民・事業者等への支援」、「デジタル化・非接触社会への対応」、「新たなくらしと将来を見据えた経済対策」という4つのテーマ別にその主要な施策をご説明いたします。

一つ目のテーマ、医療提供体制の整備と感染拡大の防止に係るものでございます。まず、感染症の発症と重症化を予防し、感染拡大抑制につなげるため、新型コロナウイルスワクチンの追加接種に係る費用を措置いたします。

また、休日夜間応急診療所における発熱外来専用の診療施設設置やドライブスルー検査、自宅療養者等へのサポートパックの配布や配食サービスを継続して行うとともに、休日夜間応急診療所内の感染症エリア

の改修を行い、診療体制を強化してまいります。また、感染症患者の自宅待機や自宅療養時の健康観察や診療など、適切な医療を提供するため、自宅待機者フォローアップセンターを継続して設置いたします。

次に、保健所機能の強化に係る施策として、令和3年度に行ってございました夜間電話相談や受診調整、検体搬送などの業務委託を継続して実施いたします。また、感染に対する不安、検査や受診方法などの新型コロナウイルス感染症に関する一般健康相談の専用ダイヤルについて、新たに外部委託することによりまして、さらに保健所業務の負担軽減を図ってまいります。

また、学校や園、その他市の施設での感染対策、ごみ収集・処理活動や消防活動などを行うエッセンシャルワーカーへの感染予防対策にも継続して力を注いでまいります。

次に、二つ目のテーマ、市民・事業者等への支援に係るものとしましては、まず、災害時の市民等への支援に係る施策として、新型コロナウイルス感染症の感染対策や、災害時における市民や事業者への支援情報などを遠隔で即時更新できるデジタルサイネージを主要駅に設置し、より多くの方により多くの情報を迅速に発信いたします。また、感染症の影響による外出自粛、生活環境の変化による精神的な不安を感じている市民に対し、オンラインやメールによる心理カウンセリングを行い、自殺予防対策を図ってまいります。

続きまして、生活困窮者等に対する支援に係る施策として、ひとり親家庭や就学援助を受けている家庭等、経済的に困窮されている子育て世帯を支援するため、フードバンク事業に加えて、今年度に引き続き、ふるさと納税によります寄附金なども活用してコメを購入し、年間を通して世帯あたり毎月5kg、一年間で60kgを対象世帯に配布いたします。また、引き続き、子ども食堂や子どもに対する宅食等の支援を行う民間団体等に対して、見守りが必要な児童等に食事の提供や見守り活動を実施するための費用を補助いたします。

続きまして、市民生活支援と地域経済活性化に係る施策として、農業生産者へのセミナー開催等による販売力の強化や小売店や飲食店等とのマッチングによる流通を促進する事業の実施、コロナの影響により大きな打撃を受けている中小企業対策として、商店街等が行う新しい生活様式に対応した事業や飲食店の売上回復に貢献するイベント等の開催費用について支援いたします。

また、妊婦の外出支援と事業者支援のため、タクシー利用割引券500円券10枚を引き続き妊娠届出者に配布するとともに、感染症の影響に加え、燃油価格高騰の影響も受けながら、市民生活や経済活動を支える重要なインフラとして運行しているタクシー事業者や路線バス運行事業者に対し、今後の事業継続の一助となるように燃料費上昇分に見合った額を支援いたします。

次に、三つ目のテーマ、デジタル化・非接触社会への対応に係るものとしましては、まず、市施設の通信環境整備として、バンビーホームにWi-Fi環境を整備し、児童のタブレットによる学習環境を確保いたします。

続きまして、行政事務のデジタル化・オンライン化でございます。非接触による業務の効率化として、郵送等で受け付けた申請書等を電子データに変換する「AI-OCR」やホームページの機能充実のため自動でQ&A対応を行う「チャットボット」を導入するとともに、今後のオンライン申請の増加にも対応できるように、DX時代に応じたオンラインツールを集約したポータルサイト、いわゆる「デジタル市役所」を構築いたします。また、マイナンバーカードの利用による、自宅のパソコンやスマホからの住民票や戸籍等の証明書発行申請、手数料の支払いができる仕組みの構築、電子納税の対象税目の拡大、納付書へQRコードを付すことによるスマホ等からの納税を可能にいたします。

さらに、現在紙媒体での閲覧となっている建築計画概要書をデジタル化することで電子地図を用いた閲覧用検索システムを構築し、来庁者自身による検索、閲覧、写しの取得を可能とするほか、公園に関するデータ、資料を整理・集約し、公園施設の損傷等をオンラインで通報できるシステムを構築いたします。ま

た、共通基盤地図の更新を行ったうえで道路台帳図をデジタル化し、公開型GISに搭載することにより、窓口以外でも閲覧及び確認できるよう整備いたします。

次に、四つ目のテーマ、新たなくらしと将来を見据えた経済対策に係るものでございます。新しい生活様式に対応した働き方支援に係る施策として、まず、ひとり親をはじめとしたコロナ禍で就労機会を失った方、経済的困窮が深刻な方などに対し、ITエンジニアの育成に焦点を当てた学び直しを促進し、IT職種への就労を引き続き支援いたします。また、主に都心部に立地する企業をさらに市内に誘致するため、本市の働く場所としての優位性を発信し、引き続き企業誘致を推進するとともに、市内でのサテライトオフィスの設置に係る工事費などの初期費用を補助いたします。

また、持続可能な社会の構築のための施策として、少子高齢化・人口減少に起因する問題に加え、新型コロナウイルス感染症の影響で地域コミュニティが希薄化し、様々な地域課題が顕在化している東部地域において、それらを打開するために、地域・官民連携の新たな社会モデルを月ヶ瀬地域で構築し、アフターコロナを見据えた持続可能な地域社会の実現を目指します。

以上が新型コロナウイルス感染症への対応のための予算でございます。

次に、新型コロナウイルス感染症への対応予算以外の、主要な施策について、「安心して暮らせるまち」、「子どもとともに育つまち」、「共に支えあうまち」、そして「新たな価値を生み出すまち」の4つのテーマ別にご説明申し上げます。

1つ目のテーマ、安心して暮らせるまちに係る具体的な施策としましては、非常時に備えた体制整備でございます。近年、豪雨・台風等による災害が多発しており、人命に直結する災害発生時の応急対応が重要となっております。それらに対し、市民のみなさまを守る体制を充実させるため、災害時の情報伝達手段として特に重要なものであります、防災スピーカーの親局の改修等を行い、迅速かつ適正に運用できるよう、災害時の情報伝達体制を整備します。また、防災活動拠点の機能強化としまして、防災センターと付帯する防災倉庫を改修し、災害時の備蓄倉庫や避難者が発熱した際の隔離可能な個室等を整備いたします。さらに、各地域の災害時の即応のための分散備蓄倉庫と広域で機動的運用を図る集中備蓄倉庫の整備、災害時の停電対策として、学校給食で使用しているLPガスを活用するため指定避難所等へのLPガス発電機の配備や、災害現場へも持ち運びができる可搬型ポータブル蓄電池の配備をいたします。これらの事業の財源につきましては、財源上有利な、緊急防災・減債事業債を活用いたします。

次に、2つ目のテーマ、子どもとともに育つまちに係る主要な施策でございます。

教育環境の充実として、一条高等学校附属中学校の開校に合わせまして、中高一貫教育における文理統合のArtsSTEM教育や議論のできる英語力の育成等、中高一貫教育ならではの6年間を見通したカリキュラム編成を行い、社会、世界につながる特色ある教育を研究・実践いたします。また、校舎建設につきまして、工程を見直したことにより、予算規模の変更はないものの改めて予算の組みなおしをいたしました。

次に、増加傾向にある不登校の児童・生徒の学習支援や居場所となる場を確保し、「多様な学び」を担保するため、現在運営しておりますHOP青山に続いて、旧あやめ池幼稚園舎を活用し、市西部にも公設フリースクール（HOP）を開設いたします。

次に、学校施設等の環境改善として、保育所等が行う散歩等の園外活動の安全を確保するため、キッズ・ゾーンの整備を進めます。

続きまして、若い世代等が安心して子育てができる環境を整え、魅力的な公園が身近にあり、公園が市民の庭となるようなまちを目指す施策として、まず、子どもセンターを含むエリア全体の魅力向上と地域活性化のため、柏木公園を整備いたします。また、地域のニーズに沿った公園づくりを進めるため、公園マネジメントワークショップを開催し、地域課題の掘り起こし、利活用のアイデアの創出を図ります。さら

に、市内各所に移動式遊具を持ちこみ、プレイリーダーを中心として、子ども達の自由な発想を引き出し、体を動かす、モノづくりを楽しむなど、非日常の遊びができる時間を提供します。

次に、3つ目のテーマ、共に支えあうまちに係る主要な施策についてでございます。

具体的な施策といたしまして、まず、子どもセンターの運営に係るものでございます。増加する児童虐待や子どもや家庭をめぐる問題は複雑・多様化しており、それらの問題が深刻化する前の早期発見・早期対応を図り、きめ細やかな援助が求められていることから、中核市で4例目となる児童相談所を設置することに合わせて、子どもの発達支援やその他の総合支援拠点として子どもセンターを本年4月より開設・運営する経費でございます。母子保健や教育の分野などとも連携を密にするなど、中核市という強みを存分に生かし、子どもの権利を守り、子育て家庭の不安を無くすことで、奈良市の子どもとその家庭の支援を進めてまいります。

また、子育て支援の観点から、本市では、中学卒業までの子に対する医療費の助成を順次拡大してまいりましたが、現行では、小学生・中学生の医療費については、いったん自己負担額をお支払いいただいた後に、市から助成金を振り込む「自動償還方式」となっており、受診時において立替払いをしていただく状況となっております。中核市62市の中で、医療機関での立替払いが不要の「現物給付方式」の対象が未就学児までとなっているのは本市を含めて3市のみとなっておりますが、今後は、受診時の負担を解消するため、「現物給付方式」の対象を中学生にまで拡大できるよう、準備を進めてまいります。

次に、支援を必要とされている方々へのサポートとしまして、まず、医療的ケア児の支援でございます。医療的ケアを必要とする子どもが親の付き添い無しで希望することも園・保育所・幼稚園に通えるよう、ケアを行う看護師を園に配置し、必要な施設改修等を行います。また、通常学級に在籍しながら、個人の発達課題に沿って適切な支援を行うことができる通級指導教室について、ニーズが高まっていることから順次拡大するとともに、発達知能検査体制を充実いたします。さらに、障害者等からの相談を一元化し、適切な支援機関へのマッチング、支援を提供する事業所等への専門的助言・人材育成等を行う基幹相談支援センターを設置し、今後の重層的支援体制の構築を見据えた相談体制を整備します。

続きまして、本市の長年の課題でありました新斎苑、旅立ちの杜の運営でございます。動物炉1炉を含む火葬炉12炉を備えた新しい斎苑を運営していくため必要な予算を措置し、奈良の都の葬送の場として、人生の終焉の場としてふさわしい斎苑といたします。

最後に、4つ目のテーマ、新たな価値を生み出すまちに係る施策についてでございます。まず、鴻ノ池運動公園・旧奈良監獄周辺のまちづくりでございます。法務省による旧奈良監獄保存・活用事業と連携するとともに、企業版ふるさと納税制度等も活用することで、官民連携による運動公園の一体的な整備を行い、エリア全体の活性化を目指します。また、ロートアリーナ奈良（中央体育館）につきましても、企業版ふるさと納税制度を活用し、施設改修をすることで機能向上を図るほか、ロートフィールド奈良（鴻ノ池陸上競技場）は第1種公認継続と老朽化への対応、また、ロート奈良テニスコート（鴻ノ池コート）は経年劣化への対応として改修工事を行い、施設の充実を図ることで、スポーツの活性化につなげてまいります。

次に、環境対策の事業であります、循環型社会実現推進事業でございます。具体的には、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、地域資源を活用した最大限の再生可能エネルギーの導入が求められておりますが、その評価を行うとともに、2050年度時点の温室効果ガス実質ゼロを目指すゼロカーボン戦略の策定を行います。また、今年度より取り組んでおります給食残渣等のたい肥化につきまして、今後の本格実施に向けて、地域資源の循環の仕組み構築を推し進めてまいります。CO₂の排出削減にもつながる街路灯のLED化につきましては、平成24年度から計画的に進めてまいりましたが、令和4年度を最終年度とし完了する予定でございます。

次にクリーンセンターの建設推進につきましては、関係自治体と緊密に連携し、様々なレベルでの協議や

交渉、意見交換等を進め、施設整備基本計画等の策定やアクセス道路の整備検討等を進めてまいります。

続いて、ＪＲ新駅周辺まちづくりでございます。ＪＲ新駅が設置される予定の八条・大安寺周辺地区は、京奈和自動車道や西九条佐保線の整備を予定しており、交通結節点として大幅な機能向上が見込まれるところでございます。まちづくりのコンセプトを基本に奈良全体のイノベーションにつながるように、基盤整備検討の調査や街路整備等を行い、奈良の玄関口としての交流を生み出し、新産業の創造や暮らしやすいまちづくりを進めてまいります。次に、持続的な成長の実現としまして、今年１１月にまちびらきから５０周年を迎える「平城・相楽ニュータウン」について、昨年度「平城・相楽ニュータウンパワーアップビジョン」を取りまとめたところでございますが、来年度は木津川市・精華町や民間企業等とも連携しながら、さらに５０年後も見据えた、一体的なまちづくりに向け、ニュータウン再生に向けての事業手法や組織体制について検討していきます。また、都市部のＩＴ・クリエイティブ企業の市内立地や集積に向け、企業誘致をさらに推進いたします。そして、２０２５年に開催予定の大阪・関西万博を通じて、本市の魅力を発信し、市内の観光や産業への波及効果を目論みまして、大阪・関西万博との連携を促進いたします。

次に、奈良市企業局の上下水道事業の予算につきましてご説明を申し上げます。

まず、水道事業会計につきましては、和歌山市の水管橋崩落事故を教訓に、老朽施設の更新と耐震化をより一層進め、安全で安心できる水道水の安定供給に努めてまいりますとともに、お客様サービスの向上やさらなる経費の削減を図ってまいります。

次に、下水道事業会計につきましては、令和２年５月分から使用料を改定させていただき、純利益を計上しておりますが、依然として施設の維持管理費用や企業債の元利償還金等の固定的な費用が多額を占めていることから、さらなる企業努力に励んでまいります。

以上、主要な施策の概要について、ご説明申し上げた次第であります。

続きまして、以下、残余の案件につきましてご説明申し上げます。

条例関係の主なものといたしまして、議案第３０号なら・まほろば景観まちづくり条例の一部改正について及び議案第３１号奈良市屋外広告物条例の全部改正についてでございますが、奈良市景観計画の改正に伴い、実効性向上の観点から、２つの条例に基づいて行われていた屋外広告物に係る規制を奈良市屋外広告物等に関する条例に一元化するとともに、規制区域及び規制内容の再編、景観配慮型屋外広告物に係る規定等の新設並びに屋外広告物の安全点検の義務化に係る規定を整備することにより、良好な屋外広告物への誘導を図ろうとするものでございます。

なお、その他の条例につきましては、個々の説明は省略をさせていただき、それらの詳細につきましては、関係議案等によりご承知いただきますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第３６号包括外部監査契約の締結についてでございますが、地方自治法第２５２条の３６第１項の規定に基づき、公認会計士福竹徹氏と、１，２００万円を上限とする額で契約を締結しようとするものであります。

次に、議案第３７号及び第３８号は、市道路線の廃止及び認定についてでございます。土地区画整理事業による路線の起終点の変更などのため、２路線を廃止し、開発行為により新設された道路の引継ぎや土地区画整理事業による路線の起終点の変更などのため、２１路線の認定を行うものでございます。

次に、議案第３９号から第４１号の公の施設の指定管理者の指定についてでございます。地方自治法第２４４条の２第３項の規定により、総合福祉センターなど３施設につきまして、それぞれの指定管理者及び指定の期間を定めようとするものでございます。

次に、議案第４２号児童自立支援施設の事務の委託に関する規約についてでございます。本市が児童相談所設置市となることに伴い、児童自立支援施設の設置が必要となることから、児童自立支援施設の事務を奈良県に委託するため、地方自治法第２５２条の１４第１項の規定により、協議して規約を定めるもので、

同条第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

以上、ただいま一括上程になりました案件につきまして、その概要を申し上げた次第でございます。

ご審議の上、ご議決を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

(以 上)